

「改憲」をめぐる情勢、 取り組みの展望

石川 康宏（全国革新懇代表世話人・神戸女学院大教授）

おはようございます。今期初めて代表世話人を仰せつかりましたが、諸事情により、いまだ一度も会議に出席することができておらず、胸をはって代表世話人とはいいいがたい状況にあります（笑）。この会場のテーマについての基本的なお話は、小林武先生からありましたので、私のほうは、元氣よく「ほらを吹く」ということにさせていただきます。

（1）自民党「日本国憲法改正草案」の特徴

1 点目は、自民党の改憲案がどのようなものであるかについてです。日本国憲法の重要性を語るときには、それを踏みにじろうとする自民党案と対比して示すことが大切です。どちらが優れているかを誰にもわかりやすくするということです。

私なりに、自民党案の特徴を4点にまとめてみました。

1つは、天皇中心の復古主義の国づくり。2つは、アメリカと一緒に戦争する国づくり。3つ目は、大企業支援を優先し、国民生活は自己責任に任せる国づくり。4つ目に、

国民の権利を奪い、それへの抵抗を許さぬ抑圧の国づくりです。

この改憲案には「公の秩序」に反してはならない、という言葉が繰り返して出てきます。「公の秩序」の基本的な内容は、改憲案の前文にある天皇を頂点に戴く国づくりです。そういう国づくりに反してはならない、反する者は許さないとということ。この「公の秩序」は、戦時中の「国体」を、ソフトに言い換えただけのものですね。レジユメには「公の秩序」が登場する条文をいくつかあげましたが、21条の結社の自由にかかわっても、「公の秩序」に反するものは認めないと言っています。そうすると、私たちの革新懇は、ただちに憲法違反の存在とされ、志をたらぬけば私たちはみな「地下にもぐっていく」しかなくなります。さらに、9条3項では国防軍はアメリカとの共同戦争の他に「公の秩序」を維持する活動を行うともされていますから、私たちには軍隊も差し向けられることになるわけです。これは戦時中の憲法そのものですね。

（2）改憲を第一にかかげる新綱領（2010年）の自民党

2番目に、こういう改憲案を出してくる今日の自民党の性格を正しくとらえる必要があります。自民党は2010年に新しい綱領を決めました。政党の根本方針がそこで変わったわけ。変更のきっかけは、2009年に民主党に政権を奪われたということですが、この新綱領で自民党

は黨員結集のかなめである「政治理念」を「日本らしい日本の保守主義」とさだめました。要するに復古主義ということです。

つづいて「我が党の政策の基本的考え」がまとめられています。その第1が「新憲法の制定」です。今日、自民党はこういう政党ですかと問われた時の100点満点の回答は「改憲のための政党です」ということです。では、その改憲の自身は一体どんなものなのか。その柱が第2項以降に出ています。

第2項は「一國平和主義的観念論を排す」となっています。つまり9条を変えて、戦争に道を開くということになります。第3項は「自助自立する個人を尊重」するです。よくこなうまい言い回しを考えるものだと思いますが、要するに、国民生活の公的支援をやめようということですね。第4項は、「自律と秩序ある市場経済を確立する」。つまり、すべては市場任せでよいということなんです。

そんな社会で、国民はどのように暮らしていけばよいのでしょうか。これについては第5項が「地域社会と家族の絆・温かさ」で生きていけと書いています。まず自己責任、次に家族責任、行政の責任は最後の最後だということなんです。第6項には「政府は全ての人に公正な政策や条件づくりに努める」とありますが、この「公正」は結果としての公正ではなく、スタートラインの機会の公正なのだと自民党自身で解説しています。

最後の第7項には「財政の効率化と税制改正」という、今日すすめられつつある「税と社会保障の一体改革」がそのまま丸ごと入っています。これが今日の自民党の「政策の基本」のすべてです。

ですから、安倍首相は確かに格別の復古主義者で改憲論者ですが、いまの強権的な政治の運営や改憲への強い執念は、首相の個性だけによるものではなく、自民党全体の方針にもとづくものだということなんです。

(3) 改憲を右から応援したい「日本維新の会」

3番目は、大阪を中心に関西のみなさんが、先日、堺の市長選の結果で留飲を下げた「日本維新の会」の問題です。ごく最近も、平沼赳夫氏が「憲法改正に向けて安倍政権との連携に意欲を示した」という報道がありました。が、「産経」13年11月6日）、要するに改憲に向けての大同団結です。とくに平沼さんはじめ旧太陽の党のみなさんは、かつて自民党内で最も復古的といわれた人たちですから、この「連携」もそうした内容にもとづくものだと思います。この間の旧太陽系の動きは、この点で一貫しています。「大阪維新の会」が衆議院選挙に打って出た時、全国では大阪でのような人気はまるで出ませんでした。理由は簡単で、大阪での人気は、なんといつてもメディアに支えられていたからです。東北などで講演をすると、「維新の会とは何ですか」「橋下という人はいつ政治家になったのですか」

か」といった質問を受けることもありましたが。

そういう不人気に救いの手を差し伸べたのが石原慎太郎氏です。都知事の椅子を捨てて、「維新の会」との合流にすすんでいきました。あるとき石原氏は「最後のご奉公」という言葉を使いましたが、あれは象徴的なものでした。

「大阪維新の会」は衆院選に向けて「維新八策」というマニフェストを4回出しましたが、いずれも憲法改正を明確に掲げたもので、国民主権と天皇の地位の関係さえ議論の対象にする復古主義的な姿勢を示すものでした。それに目をつけた石原氏は、「維新の会」を安倍自民党と結び付け、天皇中心の国づくりに向けた「ご奉公」に立ち上がったというわけです。

「維新」内部の東西の力関係は、次第に西が弱くなっていくようですが、このように自民党だけでなく、もっと右から改憲を推しすすめようとする勢力があることには、しっかりと目配りをおかねばなりません。

(4) 自民党流改憲勢力の力は強いのか

—— 第1期安倍政権に起こったこと

第四に、こうした改憲勢力は決して順風満帆でも、盤石でもないということについてです。これについては、恐れず、侮らざるの精神が必要になるわけですが、ふりかえってみれば改憲派が国会で多数を握っているのは、何も最近のことだけではありません。たとえば自民と民主が「二大政

党」を競った時期は、いつでもそういう状況でした。それにもかかわらず、私たちは改憲を許してきていません。国会内部の力関係がどうあれ、改憲を食いとめる世論を維持してきたからです。

第1期安倍政権が「新憲法制定」をマニフェストの第1項目に掲げて選挙に臨んだ2007年7月の参議院選挙で、自民党は歴史的な大敗を喫しました。そして、その2年後に、自民党は政権の座を失います。暴走が自滅への道となっていたわけです。この歴史の教訓を、私たちは冷静にとらえる必要があると思います。

もう1つ、あの瞬間に起こったことで重要だったのは、財界が復古主義の過度の強まりに、否定的な態度をとったことでした。日本経団連は小泉首相に靖国参拝の中止を求め、経済同友会は靖国が「不戦の誓い」の場として、果たして適切なのかとまでいいました。大資本の利潤第一主義がそういわせたのです。財界は東アジアで、とりわけ中国で利潤を拡大したい。その経済的欲求にとって、過度の復古主義は次第に障害としてとらえられるようになったのです。当時これに「日本の伝統を金で売るのは」と最も強く抵抗したのが安倍さんでした。

さらに、もう1つ、過度の復古主義に対してアメリカ政府も強い警戒心をもちました。2006年ブッシュ大統領は、小泉首相に靖国に行くなど要望し、小泉さんがこれを断ると「ポスト小泉」は靖国に行くなど圧力をかけました。

その後「ポスト小泉」の座を射止めたのは復古主義派のポープとされた安倍さんでしたが、首相在任中の靖国参拝はおこなうことができませんでした。

このアメリカの圧力の背景にあったのは、対中政策の転換です。アメリカにとっても中国は最大の貿易相手でもっとも有望な市場であり、また政治的にも大国化がまちがいのない国でした。そのなかでアメリカは、ブッシュ政権の1期から2期にかけて、この国との関係を「敵視」から「建設的パートナーシップ」へと転換させました。そして日本にはその邪魔をするなどという姿勢をとるようになりました。

またアメリカの議会調査局からは、政府内部で「歴史修正主義」（復古主義のことです）が強くなりすぎると、日米同盟が危うくなるといった文書も出されました。大東亜戦争肯定論は反米思想を強めるもので、現在の日米安保にひびが入る可能性があるということです。

（5）自民党流改憲勢力は強いのか

――第2期安倍政権に起ってこっていること

第5に、では、これらの点は、現在の第2期安倍政権ではどうなっているでしょう。

まず国民による支持の問題です。自民党は民主党政権の体たらくと、小選挙区制の恩恵を受けて政権に復帰しましたが、国民の支持を大きく回復した事実はありません。国

民は13年の参院選でも、自民でも民主でもない新しい政治を模索しました。

政権から転落した2009年の選挙での自民党、公明党の得票を、両党はいまだに回復することができていません。さらに自民・民主の合計では、09年に4865万もあつた得票が、13年には2560万まで減っています。2300万もの国民が、この4年で自民・民主に愛想をつかしているのです。

では、その2300万人はその後、どこに投票してきたでしょう。10年には「みんなの党」が躍進しました。しかし、13年参院選での得票は当時の60%しかありません。12年の衆院選では1226万票が「維新の会」に集まりました。しかし、参院選では636万票まで減っています。

国民は、09年に民主党政権を選択した後も、選挙のたびに非常にダイナミックに「新しい政治」の模索をすすめています。そして一定の体験を重ねた上で、13年には514万票を共産党に集めました。そこには「みんな」や「維新」の時とは違う、政党選択の新たな基準があります。それは「反自民」ということです。自民党の暴走に歯止めをかけるには、自民の類似勢力ではなく、きっぱりとした「反自民」勢力でなければなりません。この基準の明確化に「新しい政治」の模索の重要な前進が現われています。

つづいて財界の動きですが、日本経団連は13年4月に対外経済戦略を示す「通商戦略の再構築に関する提言」を出

しています。最も重視されているのはアジア太平洋地域での活動で、その中でも「とりわけ、対中国市場アクセスの改善はわが国にとって重要である」としています。中国との経済交流は、財界にとってますます大切になっており、靖国参拝の合憲化（第20条）をふくむ自民党改憲案の具体化は、財界に決して歓迎されるものではありません。

アメリカからの懸念と警戒も同様です。8月15日を前にして、アメリカの議会調査局は日米関係の文書を示し、米政府は一般的には日本の防衛力増強を支持しているが、歴史認識の不一致が日米韓などの地域協力に影響することについては、日本政府に繰り返し懸念を伝えてきたとのべました（「朝日」13年8月3日）。こうした懸念は、安倍政権の成立直後から繰り返し返されており、4月の安倍氏による「侵略の定義は定まっていない」という発言にも、ただちに意見が届けられました。さらに10月3日には、来日したアメリカのケリー国務長官とヘーゲル国防長官が、自らすすんで千鳥ヶ淵戦没者墓苑を訪れ、ここがアメリカのアリントン墓地に対応するとのべました。これは安倍さんが、先の訪米で靖国を日本のアリントンだといったことへの反論でした。

安倍さんもこうしたアメリカの姿勢を強く意識し、「ポイントには、いつ（靖国に）行っても反発する中韓よりも、むしろ米国の対応」なのだとのべています（「産経」13年8月14日）。安倍自民党がアベノミクス1本で参院選をた

たかい、その後も歴史認識にふれることができずにいるのは、こうした内外からの多様なしぼりの結果です。

（6）新しい日本の模索を「憲法どおりの日本」に結んでいく

最後の6番目です。これからのとりくみについてです。中心は「新しい政治」を切実に求める国民の模索に、うまくかみあう護憲の提起の必要です。「憲法を守ろう」だけでなく、「憲法どおりの日本をつくろう」という、「新しい政治」づくりの指針として憲法を本気で生かそうという打ち出しが必要ではないかと思えます。

「憲法どおりの日本」については、憲法の条文を繰り返しすにとどまらず、その社会のイメージを具体的にのべる必要があります。革新懇の3つの共同目標の追求には、その基本的な内容がすべて入っていると思えます。

いつまでも財界中心の経済運営でいいのか、国民を大企業、財界の犠牲にする経済ではなく、国民の幸せを、大企業、財界が支えるようにするのが当たり前ではないのか——この道は憲法が求める経済づくりの道になるでしょう。

2つ目は、内外の民主主義と平和の問題です。いつまでも侵略と加害の歴史に目をつぶり、世界をごまかそうとして孤立する日本でいいのか、なぜ基本的人権をないがしろにする国づくりをすすめるのか、世界のあらゆる人の平和と人権擁護はあたりまえのことではないのか——これもま

た憲法が求める日本づくりの道でしょう。

3つ目は、アメリカいなりからの脱出です。「構造改革」でも、TPPでも、原発でも、基地問題でも、改憲でも、戦争でも、どうして国民の利益の上にアメリカからの指図を置く必要があるのか、国民生活を第一とすれば、アメリカとの関係も対等なものにつくりかえることが当たり前——これこそ日本国憲法が求める社会づくりの道でしょう。

こういう方向に日本社会を一步步変えていくということが、「憲法どおりの日本」に向けた具体的な改革の通路だという提起が重要なように思います。

自民党の暴走政治とのたたかいは、どの分野でも、日本国憲法の重要性を確認せざるをえないものばかりです。個々の課題のとりくみでいつでも憲法の意義を確認し、さらに悪政に反対するだけでなく「憲法どおりの日本」を対置していくことが必要でしょう。

今後、しばらく選挙がないと嘆く方がおられますが、そんな呑気なことをいってはいけません。14年早々には名護の市長選挙があり、15年には一斉地方選挙があります。これは16年の衆院選、参院選に大きな影響を与えるものとなるでしょう。選挙で日本をかえる力をただちに確実に蓄えていかねばなりません。「選挙は先」ではないのです。

市民への訴えについては、自民党の改憲案をよく読むことが大切です。「9条が危ない、9条を守ろう」という訴

えは、聞く側には必ずしも新鮮味をもちません。それに対して自民党の改憲案の異常さは、市民の驚きを呼ぶのに十分な威力をもっています。これを使わない手はありません。「自民党の改憲案にはこんなことが書いてあります」と、一部を朗読すればいいのです。そして「こんな改憲をしていいのでしょうか」と続けていく。そういう対話の入り口づくりが必要です。

インターネットへのますますの習熟も重要です。お見受けしたところ、この会場の平均年齢は私と同じかそれ以上です。この年になるとインターネットは避けて通りたいという方もおられると思います。しかし、苦手を放置してはいけません。苦手は乗り越えるためにあるものです。平和と人権の正念場にあって、「苦手だからやらない」ということが許されてよいものでしょうか。この分野でも「学ぼう」「やってみよう」の精神をお互いに発揮していきたいものです。

最後に、護憲のとりくみ、「憲法どおりの日本をつくる」とりくみで、政党のかなめになつてくれるのは共産党です。この共産党を全国のすみずみでしっかり鍛え、強く育てていくことにも大いに心を砕く必要があると思います。

ますますがんばりましょう。